

## 玉川小学校危機管理マニュアル

令和6年4月更新 玉川小学校長

本校では、昭島市教育委員会「昭島市立小中学校地震防災計画」（平成27年5月策定）に基づき、災害等発生において職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領〔危機管理マニュアル〕を改定し、これに基づいた訓練や事前準備を行うなど、危機管理体制に万全を期しています。この概要版は、特に重要なことを抜粋したものです。

### 事前の危機管理

- 緊急時の連絡方法や対応について、保護者への周知徹底を図り、緊急時の体制を整える。
- 施設等の安全点検と整備：月1回、職員による安全点検を実施し、整備に努める。
- 避難訓練、安全指導：月1回、避難訓練及び安全指導を全校で実施する。
- 危機管理マニュアルの改定、防災用具や防災備蓄の点検や補充を行う。

### 発災時の対策（命を守る行動）

#### 【大地震発生時の避難行動】

- 地震だ！まず身の安全！頭部を保護する。○落下物、転倒物、重量物、ガラス飛散に注意。
- 校舎内が危険な場合、校庭等に一時避難する。○負傷者を救援、不明者を救援する。
- 震度5弱以上では、引取人に児童を引き渡す。○引き渡すまで、校内に留め置く。宿泊も。

在校中に事件・災害・悪天候等が発生し、不安であるが差し迫った危険がない場合は、教員の引率で集団下校する。

### 事後の対応

#### 【災害時対応】

- 災害対策本部設置
- 施設等の安全確認
- 避難所開設の支援
- 避難者の受け入れ
- 学童保育との連携
- 児童等の安否確認
- 授業再開へ準備
- 児童の心のケア

### 緊急連絡手段

#### 【複数の連絡手段を確保】

- 緊急メール配信システム 登録制 「ラインズeライブラリ アドバンス 連絡メール2」  
学校が管理運営します。保護者の費用負担はありません。  
配信する内容は、学校からの緊急連絡の他、PTA本部からのお知らせなど。  
配信した内容は、通知文等は重複して出しません。各自で漏れないように工夫してください。
- 学校ホームページ <http://www.city.akishima.ed.jp/~tamagawa/>
- 災害用伝言ダイヤル 「171」 TEL 042-541-0067

昭島市では、「震度5弱」の地震発生で災害対策本部を設置します。避難所や災害対策本部の指示に従い、落ちついて行動してください。（昭島市地域防災計画）。また、児童の引き渡しは徒歩で来校してください。児童の安全確保、混乱を避けるために、自動車、自転車での来校はお止めください。

# 大地震〔震度5弱以上〕が発生した場合の対応

昭島市立玉川小学校

大地震＝震度5弱以上 ⇒ 必ず「引き渡し」

## 在宅時

### 自宅待機

- 臨時休業は教育委員会が判断。○ 学校からは緊急メールを配信。○ 不明な場合は**自宅待機**とする。

## 登下校時

### 避難行動

### 原則、学校へ

- カバンや上着等で**頭部を守り、安全な場所**で身体を保護する。
- 倒壊物、落下物、切れた電線、道路の陥没等に注意する。

- 大きな揺れが収まったら**原則学校**とするが、あらかじめ御家庭で相談して**自宅か学校か近い方に避難**などを決めておく。
- 判断に迷うとき、困ったときは、近くの大人に相談する。
- けがをした場合などは、近くの人に助けを求める。

○大きな揺れが収まったのち、職員が登下校コースを中心に巡回し、児童の安全を確認します。

## 在校中

### 避難行動

### 一時避難

### 二次避難

#### 地震だ！まず身の安全

#### より安全な場所へ避難

#### 引き渡し・留め置き

##### 【教室では】

- 窓から離れ、机の下に潜る。
- 頭部を保護。落下、転倒、重量物、ガラス飛散から身を守る。

##### 【安全な場所に避難】

- 揺れが収まったら**教室で待機**。
- 火災等、校舎が危険な場合、校庭に避難。確実な人員点呼。

##### 【二次避難】

- 安全確保確認後、教室に戻る。
- 校舎が危険な場合、体育館や校庭で待機。校外には出ない。

##### 【校庭や体育館では】

- 中央部に集合。その場に座る。
- 頭部を保護し、身を守る。

##### 【危険回避・救護】

- 安全な避難路。裸足厳禁。
- 負傷者・不明者を救護する。

##### 【引き渡し】(教室)

- 記載の引取人のみに**引き渡す**。
- 児童名簿へ確実に記録する。

##### 【プールでは】

- 直ちにプールの端につかまる。
- 確実に人員点呼する。

##### 【初期消火等】

- 初期消火、電気・ガスの確認。
- 二次被害の防止。安全確保。

##### 【留め置き】

- 引き渡すまで校内に留め置く。
- 本校が避難所になる。

※ 授業再開等は、メール等で連絡する(別紙参照)。

## 校外活動時

### 避難行動

### その後の対応

- 山では、崖崩れしやすい場所から避難する。
- 海や河口では、津波を警戒して高い場所に避難するなど、地元の情報に注視して行動する。

- 校外や宿泊は、必ず管理職が同行している。
- 施設や地元行政等と連携して対応する。
- 保護者へは可能な限りメール等で連絡する。

## レインボー・学童との連携

### 開設前

- 授業が行われている時に発災した場合は、レインボー・学童を開設しない。学校から保護者に引き渡す。

### 開設中

- レインボーにいる児童は学校から、学童にいる児童は学童から、それぞれ保護者に引き渡す。

### 休日等

- 学校が休みの日で、学童が開設している時は、学童から保護者に引き渡す。(休日にレインボーの開設はない)

震災時は、学校の教職員、レインボー・学童の指導員等、全ての職員が協力して、児童の避難誘導等、支援活動に努める。

# 地震注意情報・警戒宣言が発令された場合

昭島市立玉川小学校

注意情報・警戒宣言 ⇒ 必ず「引き渡し」

## 東海地震とは…

東海地震は、南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（南海トラフ地震）の一つで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震です。この地域では、1854年の安政東海地震の発生から現在まで160年以上にわたり大規模地震が発生しておらず、さらに、駿河湾地域では御前崎の沈降や湾を挟んだ距離の縮みなど地殻のひずみの蓄積が認められていることから、「東海地震はいつ発生してもおかしくない」と考えられてきました。

なお、南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震の発生から70年以上が経過した現在では、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生の切迫性が高まっています。予知された場合には、事前避難・交通規制等の対策を講じることとされています。

## 在宅時

### 臨時休業

- 臨時休業となり、児童は**自宅**で待機する。

## 登下校時

### 原則、学校へ

- **原則学校**とするが、あらかじめ御家庭で相談して、自宅か学校か、決めておく。

## 在校中

### 授業中止

- 通常の授業を打ち切り、**学級活動**とする。
- 臨時休業とする。

### 【引き渡し】

- 記載の引取人のみに**引き渡す**。
- 児童名簿へ**確実に記録**する。

### 安全確保

### 【留め置き】

- 引き渡すまで校内に留め置く。
- 本校が避難所になる。

## 校外活動時

- 必ず管理職が同行している。
- 地元行政等と連携して対応する。
- 保護者へは緊急メールで連絡する。

## 授業再開

- 午前6時以前に解除：平常授業とする。
- 午前6時以降に解除：翌日から授業開始とする。
- その他、緊急メールで連絡する。

# 地震以外の気象警報が発せられた場合

## 対応原則

暴風・大雨・大雪等 ⇒ 学校判断

### 登校前

- 校長は、登校に危険を伴う場合など、臨時休校・繰り下げ登校等を判断する。
- 判断には、各学校の周辺の状況等を考慮する。
- 学校は、**午前7時半までに緊急メール等を配信**する。

### 在校中

- 校長は、下校に危険を伴う前に、授業を中止し、繰り上げ下校を指示する。
- 下校に不安がある場合は、教員が引率して地区班別の集団下校を実施する。
- 下校に危険を伴う場合は、状況が好転するまで、学校に留め置く。
- 学校は、上記の措置を決定次第、速やかに**緊急メール等を配信**する。

### 校外活動中

- 校長は、事前に危険が予想される場合には、延期や中止の決定をする。
- 出発後に状況が悪化した場合、その土地特有の危険を把握し、安全を確保する。
- 災害状況等については、逐一学校へ報告し、必要な指示を受ける。

# 災害対策本部の設置など学校の体制

班	責任者	班員	任務	○印：即時対応を想定 ◆印：状況に応じて対応
本部長	校長		○統括	昭島市立玉川小学校
副本部長	副校長		○情報集約 ○各班への指示	
統括情報班	教務主幹	教務部	○災害状況・対応状況の記録 ○各班との連絡調整、情報伝達 ○児童・教職員の被災状況、校舎内外の被害状況の把握、情報収集 ○市対策本部・保護者・報道機関など、関係機関との連絡	
安否確認避難誘導	生活主幹	生活指導部	○児童・教職員の安否確認 ○避難誘導、引き渡し、学校待機 ◆各家庭の安否確認 ◆行方不明者の捜索	
施設設備班	副校長	用務主事	○校舎等の学校施設の被害状況確認、巡視 ○消防施設、電気、ガス、水道、電話等の管理	
救急救護班	保健主任	保健担当	○負傷者の応急処置 ○学校医、医療機関との連絡・調整 ○児童の健康管理 ○救急・救護資材等の準備 ◆救護所の設置	
物資食料班	事務主任	事務主事	○防災用具・用品の配布 ○飲料水・食料の配布 ○非常持出品の搬出・保管 ◆帰宅困難者・避難住民の支援	
避難所支援班	副校長	全職員	◆避難住民の誘導・ケア等の支援 ◆避難所の開設・運営の支援 ◆緊急物資の受け入れと管理の支援 ◆避難者名簿の作成支援	

# 夜間・休日の教職員の参集体制等

警戒の基準			昭島市の態勢		学校の参集体制と対応	
レベル1	震度4	地震関連調査情報	災害警戒体制	情報監視態勢	緊急事態に備える	状況確認 一斉下校
レベル2	震度5弱	地震注意情報発表		情報連絡態勢	管理職・主幹参集	安否確認 引き渡し
レベル3	震度5強	地震警戒宣言発令	災害本部体制	災害即応態勢	管理職・主幹・主任参集	臨時休業
レベル4	震度6弱			特別非常配備	全教職員参集	避難所開設の支援

# 避難所への支援活動

時期	災害状況等	学校の協力内容
救命避難期	〔地震発生直後〕 ライフライン途絶 避難者等が殺到し始める	○教職員の参集開始 ○門扉開錠、避難者を校庭へ誘導 ○安全確保、安否確認、救護
生命確保期	〔発生数分後～〕 地域社会の混乱 市職員への引き継ぎ 避難所の開設	○安全点検、開放区域の明示 ○避難者の誘導、名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○備蓄品の管理と仕分け、配布
	〔発生後数日後～〕 避難所運営連絡会の設置 帰宅困難者等は退去開始	○避難所運営連絡会への協力 ○ボランティア等との調整 ○要救護者への協力
学校機能再開期	〔発生数週間後～〕 ライフラインの復旧 避難者等が退去開始	○学校機能再開のための準備 ○教室環境、教科書等の整備 ○児童の状況把握、名簿管理

※ 施設管理上重要な場所は開放せず、学校管理下に置く。

## 〔開放区域〕

- 第一次：校庭（即時開放）
- 第二次：体育館（原則開放）
- 第三次：児童用：普通教室  
一般用：他の教室

## 〔非開放区域〕

※ 校長室、職員室、事務室、用務室、保健室、放送室、理科室・家庭科室等の特別教室、パソコン室、物資の保管場所等

学校災害対策本部：校長室  
避難所運営連絡会：会議室